証券コード ４５３１
平成27年６月５日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋人形町三丁目10番４号
有機合成薬品工業株式会社
代表取締役社長 伊 藤 和 夫

第95回 定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第95回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、議決権をご行使いただきますようお願い申しあげます。

【書面（議決権行使書）により議決権を行使される場合】

後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年６月22日（月曜日）午後５時35分までに到着するよう折り返しご送付ください。

敬　具

記

1. **日　時**　平成27年６月23日（火曜日）午前10時30分
2. **場　所**　東京都千代田区九段北四丁目２番25号
   アルカディア市ヶ谷(私学会館)　６階 「霧島」の間
3. **株主総会の目的事項**
   報告事項　第95期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役５名選任の件

第３号議案　監査役１名選任の件

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

◎お知らせ　1.　代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、代理人の資格は、定款の定めにより本株主総会において議決権を有する他の株主１名に限らせていただきます。

2.　株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.yuki-gosei.co.jp/)に掲載させていただきます。

以　上

◎お願い　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

1.　会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

(a) 事業の状況

当期におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融政策の効果により企業業績は改善傾向がみられるものの、消費税率引き上げや昨年夏場の天候不順等による個人消費の落ち込みなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。一方で海外経済に目を転じましても、中国経済の成長鈍化など不安定な要素を抱えております。

化学工業におきましても、原油価格は急落したものの、円安基調の継続により輸入原材料価格が上昇するなど、企業収益の持続的な回復に向けては引き続き予断を許さない状況にあると思われます。

このような状況下、当社は当期で２年目を迎えた３ヵ年の中期経営計画の達成に向けて、アミノ酸・化成品関係の医薬中間体・原料を始め、医薬品関係（ジェネリックを含む原薬）を成長ドライバーとし、早期に成長軌道に乗せるべく、各種施策への取り組みに注力しております。当期の業績状況といたしましては、販売価格の値上げ及び新規の拡販実施に円安効果も加わり、売上高は前期比6.2%増の10,005百万円となりました。売上高増加の一方で製造コスト上昇等の影響を受け、営業利益は前期比0.8%増の232百万円、経常利益は前期比10.8%減の258百万円、当期純利益は前期比517.2%増の330百万円となりました。

製品区分ごとの販売の状況は次のとおりであります。

（金額単位：百万円、構成比：%）

区　分	平成26年3月期通期				平成27年3月期通期			
	国　内	輸　出	合　計	構成比	国　内	輸　出	合　計	構成比
アミノ酸関係	1,325	2,920	4,245	45.1	1,253	3,044	4,297	42.9
化成品関係	2,236	789	3,026	32.1	2,600	788	3,389	33.9
医薬品関係	1,771	378	2,150	22.8	1,770	547	2,318	23.2
合　計	5,333	4,088	9,422	100.0	5,624	4,380	10,005	100.0
構成比	56.6	43.4	100.0		56.2	43.8	100.0	

（注）　金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

【アミノ酸関係】
ビタミン原料の輸出が需要低迷により減少したものの、主力製品であるアミノ酸の販売が輸出を中心に増えた結果、前期に比べ若干増加いたしました。

【化 成 品 関 係】
船底塗料用原料の販売が伸びたことに加え、医薬品原料のピリジン誘導体や農薬中間体、半導体表面処理剤等の国内販売が堅調に推移した結果、前期に比べ大幅に増加いたしました。

【医 薬 品 関 係】
既存医薬品の販売は減少傾向にあるものの、ジェネリックを含む新規医薬品の売上が順調に拡大した結果、前期に比べ増加いたしました。

(b) 設備投資の状況

当期中の設備投資総額は603百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

常磐工場　　化成品製造設備増強

(c) 資金調達の状況

当期の所要資金は、自己資金を充当するとともに、取引先金融機関から借入金(一部短期借入金の長期借入金への借換えを含む) を調達いたしました。

(2) 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、欧州経済の低迷及び新興国経済の成長鈍化、為替相場や原油価格の急激な変動による収益への悪影響などによる不透明感は拭えず、当社を取り巻く事業環境は依然厳しい状況が続くものとみております。

このような情勢の中、当社は平成26年３月期を起点とする３ヵ年の「中期経営計画」に沿った諸施策に引き続き全社一丸となって取り組み、年間を通して更なる収益力の改善・向上を目指して強力に推し進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(3) 財産および損益の状況の推移

区分＼期別	第92期（平成23年度）	第93期（平成24年度）	第94期（平成25年度）	第95期(当期)（平成26年度）
売上高（百万円）	8,116	8,609	9,422	10,005
経常利益（百万円）	453	3	289	258
当期純利益（百万円）	207	337	53	330
1株当たり当期純利益（円）	9.51	15.47	2.45	15.12
純資産額（百万円）	9,151	9,729	9,994	10,393
1株当たり純資産額（円）	419.00	445.49	457.68	476.08
総資産額（百万円）	16,417	16,547	17,641	17,530

(4) 重要な親会社および子会社の状況

該当事項はありません。

(5) 主な事業内容

当社はファインケミカル事業として、有機合成製品、一般化学製品、医薬品、食品添加物、農薬、工業薬品、香料等を製造、販売いたしております。

(6) 事業所

名称	所在地
本社	東京都中央区
大阪営業所	大阪市中央区
東京研究所	東京都板橋区
常磐工場	福島県いわき市

(7) 使用人の状況

当期末従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
279名	16名増	41.3歳	11.7年

(注) 従業員数には、当社の嘱託社員(３名)を含んでおりません。
従業員数には、当事業年度より出向受入れを開始した子会社の嘱託社員を含んでおりません。なお、その状況は次のとおりであります。

当期末従業員数	平均年齢	平均勤続年数
52名	57.3歳	0.5年

(8) 主な借入先

借入先	借入金残高（百万円）
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,133
株式会社常陽銀行	702
三菱UFJ信託銀行株式会社	348
株式会社みずほ銀行	331

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　60,000,000株

(2) 発行済株式の総数　21,830,867株
（自己株式143,133株を除く）

(3) １単元の株式の数　1,000株

(4) 株主数　3,164名

(5) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
ニプロ株式会社	4,395	20.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,078	4.94
ゼリア新薬工業株式会社	918	4.21
住友化学株式会社	895	4.10
株式会社三菱東京UFJ銀行	816	3.74
三菱UFJ信託銀行株式会社	795	3.64
大日本住友製薬株式会社	641	2.94
株式会社常陽銀行	614	2.81
住友商事ケミカル株式会社	535	2.45
あすか製薬株式会社	366	1.68

（注）１．持株比率は自己株式（143,133株）を控除して計算しております。
２．上記の日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）は、名寄せを行った持株数により記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成27年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	伊藤 和夫	経営管理部門統括
取締役	山戸 康彦	管理部門統括 兼 経営管理部門副統括
取締役	坂上 祐一	営業部門統括
取締役	長井 明人	研究開発部門統括 兼 経営管理部門副統括
取締役	宮田 宣嘉	生産部門統括 兼 常磐工場長
取締役	山田 啓介	公認会計士･税理士 ビリングシステム㈱社外監査役
常勤監査役	原 孝	
監査役	濵 邦久	弁護士
監査役	石原 尚文	

（注）１．取締役山田 啓介氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．監査役濵 邦久氏および石原 尚文氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
３．監査役原 孝氏は、当社の経理・財務部門における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．取締役山田 啓介氏および監査役濵 邦久氏は、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の２に規定する独立役員として独立役員届出書を提出しております。

(2) 当事業年度中の取締役および監査役の異動

就任

平成26年６月24日開催の第94回定時株主総会において、宮田 宣嘉氏および山田 啓介氏は取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

	人　　数	報 酬 等 の 総 額
取　　締　　役	6名	66百万円
監　　査　　役	3	24
合　　計	9	90

(注)　上記のうち、社外役員（社外取締役及び社外監査役）に対する報酬等の総額は３名16百万円であります。

(4) 社外役員に関する事項

社外取締役山田 啓介氏は、ビリングシステム㈱社外監査役を兼任しておりますが、当社と当該法人との間には重要な関係はありません。

社外取締役山田 啓介氏は、定期的に開催される取締役会に出席し、公認会計士としての専門的見地から、議案の審議等において必要に応じ発言をおこなっています。

社外監査役濵 邦久氏および社外監査役石原 尚文氏は定期的に開催される監査役会に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等をおこなっています。また、両氏は、定期的に開催される取締役会に出席し、濵 邦久氏は弁護士としての専門的な立場から、また、石原 尚文氏は企業経営の豊富な経験と幅広い識見に基づき、取締役の業務執行および事業活動全般について適切な意見表明をおこなっています。

当社は社外取締役山田 啓介氏、社外監査役濵 邦久氏および石原 尚文氏との間で、会社法第423条第１項に定める社外役員の当社に対する損害賠償責任について、会社法第425条第１項に定める金額の合計額を限度とする、責任限定契約を締結しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人　保森会計事務所

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(a) 当事業年度に係る報酬等の額　　26百万円

(b) 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　　26百万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査に対する報酬等の額と、金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額とを区別しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により監査役会が会計監査人を解任いたします。また、会計監査人がその職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決議に基づき、解任または不再任に関する議案を株主総会に上程する方針です。

6. 会社の体制および方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、経営の健全性、効率性、透明性を向上させ、株主をはじめとするステークホルダーの負託に応え、企業価値を高めていくことがコーポレート・ガバナンスの基本であり、経営の最重要課題のひとつであると認識しております。このような基本的考え方に基づき、平成18年５月15日開催の取締役会において、内部統制システムの整備に関する方針を決定しました。その後、内部統制の一層の強化充実を図るため平成27年４月17日開催の取締役会において以下のとおり内容の改定をおこなっております。

＜内部統制システムの整備に関する基本方針＞

1. **取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

(1) 当社は、企業の存立を継続するためには、コンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、すべての役員および職員が公正で高い倫理観に基づき、法令を遵守するとともに反社会的勢力に毅然とした態度で臨むなど社会的良識を堅持し、企業理念、経営理念および社内規程に従い誠実に行動することを通じ、広く社会から信頼される経営体制の確立に努める。

(2) リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を中心とするコンプライアンス推進体制のもと、「ＹＧＫグループ　コンプライアンスマニュアル」の改正、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のための「内部通報制度」の充実、コンプライアンス啓蒙教育の実施等の取り組みを通じ、一層公正で透明性の高い企業風土の確立を目指す。

(3) 社長直轄の組織として設置した監査室による内部監査を通じて、会社の全ての業務が法令、定款および社内規程に則り適正・妥当かつ合理的に実施されているかを調査・検証し、その結果を社長に報告する。

(4) 当社は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役または社外監査役を確保し、1名以上を独立役員としてその氏名を届け出るとともに開示をおこなう。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定や各取締役の職務の執行に係る情報については、議事録や稟議書等の文書により適正に記録し、法令や文書取扱規程をはじめとする社内規程に則り、適切に保存・管理をおこなう。

(2) 当社は、電子情報システムが企業活動をおこなう上で基幹的機能を果たすとの認識のもと、経営戦略の観点から電子情報システムを活用した情報の連絡・保存・管理等を推進し、経営の迅速化および効率化等をはかる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、事業活動を遂行する上で想定される様々な損失の危険について、危険の大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により損失の危険の極小化をはかる。

(2) リスク管理基本規程を整備し、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会の下に災害・事故・品質問題等の各リスクについてワーキンググループを設置し、マニュアルの作成・配布および研修・訓練の実施等をおこなう。

(3) 経営または事業活動に重大な影響を与えると判断される突発的なリスク発生時には、取締役社長が最高責任者として緊急対策本部を招集し、速やかに問題の解決にあたる。

(4) 大規模災害など会社に著しい損害を及ぼす事態が発生した場合に備え、企業としての社会的責任を遂行するために、優先的に継続または復旧する重要業務を特定するとともに、事業中断を最小限にとどめるべく復旧までの時間を短縮するための事業継続計画（ＢＣＰ）を定め、有事への対応をおこなう。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は会社の将来ビジョンと目標を明確にするため、中期経営計画および単年度の経営計画を策定している。経営計画を達成するため、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務執行の効率化をはかる。

(2) 毎月、定例取締役会および経営会議を開催することにより意思決定システムの透明性を高めるとともに、経営効率の向上と意思決定の迅速化をはかる。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

内部統制システムの推進体制を企業集団で共有するとともに、子会社の重要な組織・経理・業務等に関しては、それ等の適正性を確保するため関係会社管理規程に則り、関係会社担当部署を窓口として、適切な経営管理をおこなう。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役は、必要があるときは取締役に対し、監査役の職務を補助する使用人の設置を求めることができる。また、当該使用人の任命・異動等の決定には、その独立性を確保するため、事前に監査役の同意を得るものとする。

(2) 当該使用人に対する指揮命令権は、監査役に属する。

7. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 取締役は、重大な法令違反その他法令および社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。

(2) 監査役は、取締役会、経営会議その他の重要会議に出席し、取締役等から重要な書類の提示を受け、また、必要な事項については調査・説明を求める。

(3) 当社および子会社の内部監査実施部署である監査室は、その内部監査の状況等を定期的に監査役へ報告する。

(4) 当社は、内部通報規程を整備し、当社および子会社のすべての役員および従業員に対し、内部通報制度の周知徹底をはかる。内部通報の状況等については、内部通報制度の担当部署より定期的に監査役へ報告される。

(5) 当社は、内部通報制度を通じた通報を含めて監査役に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として、解雇その他の不利な取扱いを行わない。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役から、その職務の執行について生ずる費用等の請求があった場合には、当該費用等が監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、これに応じるものとする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、取締役に対する独立性を保持しつつ、継続的に適法性監査および適確な相当性監査をおこなう。

(2) 監査役は、監査の実効性を高め、かつ監査業務を円滑に遂行するために、会計監査人および監査室と密接な連携を保ち、定期的な情報交換をおこなう。

(3) 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。また、監査役は経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 当社は、透明で公正な経営姿勢を貫き、信頼性のある財務報告を作成するために、関連規程の整備等社内体制の充実を図る。

(2) 各部門の担当取締役および従業員は、内部統制が有効に機能する体制を構築および運用し、適正な会計処理に基づいた財務報告をおこなう。

(3) 体制のあり方は、関連法令の改定等に対応し柔軟に見直すとともに、今後、導入が予想されている国際財務報告基準の準備に着手する等、定期的かつ継続的にその有効性を評価する。

(4) 当社は「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定し、金融商品取引法に定められた「財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価および公認会計士等による監査」を実施し、財務報告の信頼性の確保を図り、経営者（取締役社長）の責任の下、「内部統制報告書」を作成する。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の掲げる企業理念及び経営理念を尊重し、それを実現するための具体的諸施策を推進することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、継続的に向上させていく者が望ましいと考えます。

当社は、上場企業として当社株式の自由な取引を尊重する観点から、支配権の移転を伴う当社株式の大量買付提案等があった場合には、それが当社の企業価値の向上及び株主共同の利益の確保に資するものかどうかの評価やその是非について、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかし、株式の買付行為の中には、対象とする会社の経営陣との意思疎通の努力を怠り、一方的に大量買付行為又はこれに類似する行為を強行する事例も存在しております。また、これらの大量買付提案の中には、高値で対象となる会社に株式を買取らせようとするもの、いわゆる焦土化経営をおこなうとするもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要する恐れのあるもの等、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する可能性が高いものが少なくありません。

こうした状況下において、大量買付提案等に応じるか否かのご判断を株主の皆様に適切に行っていただくためには、大量買付者側から買付条件や買収した後の経営方針、事業計画等に関する十分な情報提供がなされる必要があると考えます。また、当社は、その大量買付提案等に対する当社取締役会の評価や意見、大量買付提案等に対する当社取締役会による代替案等を株主の皆様にご提供しなければなりません。当社といたしましては大量買付提案等にかかる一連のプロセスをルール化することにより、関係当事者が最も適切な判断をおこなえるような仕組みを構築することが必須であると考えております。

このような考え方を、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」として掲げるとともに、不適切な企業買収行為を防止する仕組みとして「大量買付のルール」を定めております。

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**8,424,553**	**流動負債**	**3,405,036**
現金及び預金	1,886,472	支払手形	261,462
受取手形	224,948	買掛金	1,271,833
売掛金	2,492,286	短期借入金	700,000
製品	2,261,119	1年内返済予定の長期借入金	182,600
仕掛品	487,906	1年内償還予定の社債	67,000
原材料	768,573	リース債務	25,536
貯蔵品	64,240	未払金	181,350
前払費用	23,967	未払費用	49,793
繰延税金資産	103,416	賞与引当金	136,546
その他	111,922	固定資産解体費用引当金	10,548
貸倒引当金	△300	事業撤退損失引当金	39,210
固定資産	**9,106,160**	設備関係支払手形	285,381
有形固定資産	**6,692,899**	設備関係未払金	98,254
建物	1,374,806	その他	95,518
構築物	324,063	**固定負債**	**3,732,483**
機械及び装置	1,220,554	社債	22,500
車両運搬具	1,295	長期借入金	1,925,100
工具、器具及び備品	194,124	リース債務	325,592
土地	3,181,828	再評価に係る繰延税金負債	632,188
リース資産	351,129	退職給付引当金	810,040
建設仮勘定	45,096	資産除去債務	14,261
無形固定資産	**87,714**	その他	2,800
借地権	21,920	**負債合計**	**7,137,520**
ソフトウエア	61,807	（純資産の部）	
その他	3,986	**株主資本**	**9,645,309**
投資その他の資産	**2,325,546**	**資本金**	**3,471,000**
投資有価証券	2,034,528	**資本剰余金**	**3,250,140**
関係会社株式	101,306	資本準備金	3,250,140
従業員に対する長期貸付金	26,170	**利益剰余金**	**2,970,246**
繰延税金資産	42,401	利益準備金	322,000
その他	121,139	その他利益剰余金	2,648,246
		圧縮記帳積立金	43,590
		別途積立金	1,822,000
		繰越利益剰余金	782,655
		自己株式	**△46,078**
		評価・換算差額等	**747,884**
		その他有価証券評価差額金	694,141
		繰延ヘッジ損益	△440
		土地再評価差額金	54,182
		純資産合計	**10,393,193**
資産合計	**17,530,713**	**負債純資産合計**	**17,530,713**

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**10,005,178**
売上原価		**8,135,573**
売上総利益		**1,869,605**
販売費及び一般管理費		**1,636,664**
営業利益		**232,941**
営業外収益		
受取利息	882	
受取配当金	35,064	
助成金収入	27,841	
雑収入	41,045	104,833
営業外費用		
支払利息	55,801	
社債利息	2,110	
雑損失	21,440	79,352
経常利益		**258,422**
特別利益		
投資有価証券売却益	19,230	
受取補償金	187,712	206,943
特別損失		
固定資産除却損	43,067	
固定資産解体費用引当金繰入額	10,548	
事業撤退損失引当金繰入額	39,210	92,825
税引前当期純利益		**372,540**
法人税、住民税及び事業税	1,014	
法人税等調整額	41,316	42,331
当期純利益		**330,209**

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	3,471,000	3,250,140	3,250,140	322,000	41,460	1,822,000	543,374	2,728,834
会計方針の変更による累積的影響額							△23,287	△23,287
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,471,000	3,250,140	3,250,140	322,000	41,460	1,822,000	520,087	2,705,547
当期変動額								
自己株式の取得								－
剰余金の配当							△65,510	△65,510
圧縮記帳積立金の税率変更による増加					2,130		△2,130	－
当期純利益							330,209	330,209
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	－	－	－	－	2,130	－	262,568	264,698
当期末残高	3,471,000	3,250,140	3,250,140	322,000	43,590	1,822,000	782,655	2,970,246

（単位：千円）

	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△44,512	9,405,462	602,515	△2,435	△11,283	588,796	9,994,259
会計方針の変更による累積的影響額		△23,287					△23,287
会計方針の変更を反映した当期首残高	△44,512	9,382,175	602,515	△2,435	△11,283	588,796	9,970,971
当期変動額							
自己株式の取得	△1,565	△1,565					△1,565
剰余金の配当		△65,510					△65,510
圧縮記帳積立金の税率変更による増加		－					－
当期純利益		330,209					330,209
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			91,626	1,994	65,466	159,087	159,087
当期変動額合計	△1,565	263,133	91,626	1,994	65,466	159,087	422,221
当期末残高	△46,078	9,645,309	694,141	△440	54,182	747,884	10,393,193

個別注記表

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式(子会社株式)

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

① 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

② 時価のないもの

移動平均法による原価法

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は、原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(1) 製品、仕掛品、原材料

総平均法

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物　　７～50年

機械及び装置　　５～８年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（５年）による定額法を採用しております。

(3) リース資産

エネルギーサービス契約に内包される所有権移転外ファイナンス・リース取引に相当する設備であります。エネルギーサービス契約期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準
(1) 貸倒引当金
売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
(2) 賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
(3) 固定資産解体費用引当金
事業の一部撤退に伴う設備の撤去費用に対する引当金であります。
(4) 事業撤退損失引当金
事業の一部撤退に伴い発生が見込まれる損失に対する引当金であります。
(5) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。
① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。割引率は、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法を採用しております。
② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定率法により発生した事業年度から費用処理しております。

（会計方針の変更）
「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更しております。割引率の決定方法を、割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。
退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。
その結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が36,037千円増加し、利益剰余金が23,287千円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額は軽微であります。
なお、当事業年度の１株当たり純資産額は1.07円減少し、１株当たり当期純利益に与える影響額は軽微であります。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、振当処理の要件を満たす為替予約取引については、振当処理を行っております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段……為替予約取引
　ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務

b. ヘッジ手段……金利スワップ
　ヘッジ対象……借入金の利息

(3) ヘッジ方針

営業取引に係る将来の為替レートの変動リスクを回避し、キャッシュ・フローを固定化する目的で為替予約取引を行っており、また借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っておりますが、投機目的のために単独でデリバティブ取引を利用することはしない方針であります。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、振当処理の要件を満たしているため、有効性の判定は省略しております。金利スワップ取引については、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判定しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の判定は省略しております。

8. その他の基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

Ⅱ．貸借対照表に関する注記

1.　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2.　担保に供している資産並びに担保付債務は以下のとおりであります。

(1) 担保に供している資産

建物	1,200,631千円	(1,200,631千円)
構築物	320,877千円	(320,877千円)
機械及び装置	1,220,554千円	(1,220,554千円)
車両運搬具	515千円	(515千円)
工具、器具及び備品	59,244千円	(59,244千円)
土地	2,803,502千円	(2,803,502千円)
投資有価証券	206,686千円	(－千円)
合計	5,812,010千円	(5,605,324千円)

(注)　上記資産のうち、(　) 内書は工場財団抵当に供しております。

(2) 「担保に供している資産」によって担保されている債務

社債	32,000千円
（うち、１年内償還予定の社債）	32,000千円
長期借入金	1,966,000千円
（うち、長期借入金）	1,800,000千円
（うち、１年内返済予定の長期借入金）	166,000千円
合計	1,998,000千円

3.　有形固定資産の減価償却累計額　21,929,024千円

4.　関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債務　31,495千円

5. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、再評価差額については、当該差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

(1) 再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額によっております。

(2) 再評価を行った日　平成14年３月31日

(3) 再評価を行った土地の期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額　861,290千円

6. 貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行４行と貸出コミットメント契約を締結しております。

当期末における貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	1,000,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	1,000,000千円

Ⅲ．損益計算書に関する注記

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれています。なお、以下の金額は戻入額と相殺した後のものであります。

　売上原価　△90,950千円

3. 関係会社との取引高

　営業取引による取引高　216,758千円

4. 受取補償金

東京電力株式会社から公表された賠償基準に基づく、福島第一原子力発電所の事故に伴う風評被害等に対する賠償金であります。

5. 固定資産解体費用引当金繰入額

事業の一部撤退に伴う設備の撤去費用に対する引当金の繰入額であります。

6. 事業撤退損失引当金繰入額

事業の一部撤退に伴い発生が見込まれる損失に対する引当金の繰入額であります。

Ⅳ．株主資本等変動計算書に関する注記

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当期末における発行済株式の種類及び総数

普通株式	21,974,000株

3. 当期末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	143,133株

4. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成26年６月24日開催の第94回定時株主総会決議による配当に関する事項

① 配当金の総額	65,510千円
② １株当たりの配当金額	３円
③ 基準日	平成26年３月31日
④ 効力発生日	平成26年６月25日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成27年６月23日開催の第95回定時株主総会決議の議案として、配当に関する事項を次のとおり予定しております。

① 配当金の総額	109,154千円
② １株当たりの配当金額	５円
③ 基準日	平成27年３月31日
④ 効力発生日	平成27年６月24日

なお、配当の原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

Ⅴ．税効果会計に関する注記

1. **繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳**

流動資産		
賞与引当金	51,242	千円
たな卸資産	145,838	千円
繰越欠損金	323	千円
その他	23,874	千円
評価性引当額	△114,367	千円
小計	106,911	千円
繰延税金負債(流動)との相殺	△3,495	千円
繰延税金資産(流動)計	103,416	千円
流動負債		
未収事業税	△3,495	千円
小計	△3,495	千円
繰延税金資産(流動)との相殺	3,495	千円
繰延税金負債(流動)計	－	千円
固定資産		
退職給付引当金	260,299	千円
一括償却資産	1,209	千円
ゴルフ会員権	447	千円
長期未払金	897	千円
その他有価証券	14,218	千円
減損損失	233,614	千円
資産除去債務	4,572	千円
その他	1,683	千円
評価性引当額	△183,373	千円
小計	333,569	千円
繰延税金負債(固定)との相殺	△291,167	千円
繰延税金資産(固定)計	42,401	千円

固定負債	
圧縮記帳積立金	△20,570　千円
その他有価証券評価差額金	△270,033　千円
有形固定資産(資産除去債務)	△564　千円
小計	△291,167　千円
繰延税金資産(固定)との相殺	291,167　千円
繰延税金負債(固定)計	－　千円
差引：繰延税金資産純額	145,818　千円

また、再評価に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は、以下のとおりです。

再評価に係る繰延税金資産	412,138　千円
評価性引当額	△412,138　千円
再評価に係る繰延税金資産合計	－　千円
再評価に係る繰延税金負債	△632,188　千円
再評価に係る繰延税金負債の純額	△632,188　千円

2.　法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号)が平成27年３月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年４月１日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.38％から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年４月１日から平成28年３月31日までのものは32.83％、平成28年４月１日以降のものについては32.06％にそれぞれ変更されております。

その結果、流動資産に計上される繰延税金資産の金額が8,032千円、固定資産に計上される繰延税金資産が17,951千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が53,886千円、その他有価証券評価差額金が27,919千円それぞれ増加しております。また、土地再評価に係る繰延税金負債が65,466千円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入や社債の発行による方針です。デリバティブは、後述するリスクを回避をするために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程等に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を定期的に把握する体制としています。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握しております。

従業員に対する長期貸付金は、毎月の給与及び賞与より回収しており、ほぼ信用リスクはないと判断しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金、預り金、設備関係支払手形、設備関係未払金は、１年以内の支払期日です。また、その一部の外貨建てのものは、為替の変動リスクに晒されていますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及び社債は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、デリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しています。ヘッジの有効性の評価方法について、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、特例処理の要件に該当する金利スワップ取引は、有効性の判定は省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、外国為替取引に関する規程、デリバティブ取引に関する規程に従って行っており、また、デリバティブの利用に当たっては、信用リスクを軽減するために、信用度の高い大手金融機関とのみ取引を行っています。

また、営業債務や借入金等の金銭債務は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「２．金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（(注２)参照)。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額 (*)	時価 (*)	差額
(１) 現金及び預金	1,886,472	1,886,472	－
(２) 受取手形	224,948	224,948	－
(３) 売掛金	2,492,286	2,492,286	－
(４) 投資有価証券			
その他有価証券	2,034,528	2,034,528	－
(５) 従業員に対する長期貸付金	26,170	26,170	－
(６) 長期性預金	70,000	70,000	－
(７) 支払手形	(261,462)	(261,462)	－
(８) 買掛金	(1,271,833)	(1,271,833)	－
(９) 短期借入金	(700,000)	(700,000)	－
(10) 未払金	(181,350)	(181,350)	－
(11) 預り金	(9,338)	(9,338)	－
(12) 設備関係支払手形	(285,381)	(285,381)	－
(13) 設備関係未払金	(98,254)	(98,254)	－
(14) 社債	(89,500)	(90,012)	△512
(15) 長期借入金	(2,107,700)	(2,158,909)	△51,209
(16) デリバティブ取引	(655)	(655)	－

(*) 負債に計上されているものについては、(　) で示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、(　) で示しています。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

（１）現金及び預金

預金は短期間であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（２）受取手形及び（３）売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。外貨建てによる売掛金のうち、ヘッジ対象とされている売掛金は、為替予約の振当処理により、その時価は当該売掛金の時価に含めて記載しております(下記(16) ①参照)。

（４）投資有価証券

これらの時価は、取引所の価格によっております。

（５）従業員に対する長期貸付金

従業員に対する長期貸付金は、固定金利によっているが、短期プライムレートが±0.5%以上変動した場合には、その翌月から変動後の短期プライムレートに連動した固定金利に変更されます。したがって、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（６）長期性預金

長期性預金の時価について、元利金の合計額を同様に新規預入した場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

（７）支払手形、（８）買掛金、（９）短期借入金、(10) 未払金、(11) 預り金、(12) 設備関係支払手形及び(13) 設備関係未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(14) 社債

当社の発行する社債は、市場価格のないものであり、時価は元利金の合計額を、新規に同様の社債の発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(15) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。ただし、金利スワップの特例処理の対象となる変動金利による長期借入金(下記(16) ②参照)は、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。

(16) デリバティブ取引

デリバティブ取引は、全てヘッジ会計を適用しており、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次の通りであります。

①通貨関連

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち１年超	時価
為替予約等の振当処理	為替予約取引 売建 米ドル ユーロ	売掛金	 ― 17,837	 ― ―	 (*) (*)
合計			17,837	―	(*)

(*) 為替予約は、振当処理により、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金の時価に含めて記載しております。

②金利関係

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち１年超	時価
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	150,000	―	655(*1)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	1,916,000	1,900,000	(*2)

(*1) 時価の算定方法　取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(*2) 特例処理による金利スワップは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区 分	貸借対照表計上額
関係会社株式	101,306

関係会社株式は、非上場であり、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

（注３）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,886,472	－	－	－
受取手形	224,948	－	－	－
売掛金	2,492,286	－	－	－
従業員に対する長期貸付金	2,946	8,113	7,956	7,153
長期性預金	－	70,000	－	－
合計	4,606,653	78,113	7,956	7,153

（注４）社債、長期借入金の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内
社債	67,000	22,500	－	－	－
長期借入金	182,600	466,600	558,500	450,000	450,000
合計	249,600	489,100	558,500	450,000	450,000

Ⅶ．１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　476.08円

２．１株当たり当期純利益　15.12円

Ⅷ．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月12日

有機合成薬品工業株式会社
取 締 役 会　御中

監査法人　保 森 会 計 事 務 所

代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　横　山　　博　㊞

代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　渡　部　逸　雄　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、有機合成薬品工業株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第95期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門である監査室その他使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第３号イ）については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役と情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は、認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は、相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人保森会計事務所の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

平成27年５月15日

有機合成薬品工業株式会社　監査役会

常勤監査役　原　　孝　㊞

社外監査役　濵　　邦久　㊞

社外監査役　石原尚文　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、経営基盤の強化に向けて内部留保の確保に努めつつ、事業環境や経営成績を勘案し、安定的に株主の皆様への利益還元をおこなうことを配当の基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記方針に基づき慎重に検討しました結果、当期の業績や今後の経営環境等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式１株につき金５円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は109,154,335円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年６月24日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役５名選任の件

取締役全員（６名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の効率化を図るため１名減員し、５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴，当社における地位，担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
1	伊藤和夫（いとう かずお） （昭和26年９月18日生）	昭和50年４月　当社入社 平成14年４月　常磐工場品質企画部 部長 平成16年４月　常磐事業所品質保証部 部長 平成16年６月　資材部長 平成19年６月　取締役 資材部長 平成23年６月　取締役 経営管理部門統括 平成24年１月　取締役 経営管理部門 兼 研究開発部門統括 平成24年６月　代表取締役社長 経営管理部門 兼 研究開発部門統括 平成26年６月　代表取締役社長経営管理部門統括（現任）	68,000株
2	山戸康彦（やまと やすひこ） （昭和32年９月22日生）	昭和55年４月　㈱三菱銀行入行 平成17年６月　㈱東京三菱銀行 小岩支社長 平成19年５月　㈱三菱東京UFJ銀行 東京公務部長 平成21年11月　当社経理財務部 部長 平成22年４月　経理財務部長 平成22年６月　取締役 経理財務部長 平成23年６月　取締役 管理部門統括 平成24年６月　取締役 管理部門統括 兼 経営管理部門副統括（現任）	9,000株
3	坂上祐一（さかがみ ゆういち） （昭和28年８月29日生）	昭和51年５月　当社入社 平成17年10月　営業本部 営業二部長 平成21年４月　第一営業本部長 兼 アミノ酸部長 平成22年４月　アミノ酸本部長 平成22年６月　取締役 アミノ酸本部長 平成23年６月　取締役 営業部門統括（現任） 平成24年６月　取締役 営業部門統括 兼 研究開発部門副統括 平成26年１月　東京研究所長	13,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴，当社における地位，担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
4	宮田 宣嘉（みやた のぶよし） （昭和32年４月５日生）	昭和57年４月　住友化学工業㈱（現 住友化学㈱）入社 平成17年７月　大日本住友製薬㈱大分工場製造部長 平成18年12月　同社大分工場長 平成23年６月　同社プロセス化学研究所長 平成25年４月　当社常磐工場長 平成26年６月　取締役 生産部門統括 兼 常磐工場長（現任）	1,000株
5	山田 啓介（やまだ けいすけ） （昭和33年５月19日生）	昭和60年４月　デロイト・ハスキンズ・アンド・セルズ公認会計士共同事務所（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 昭和63年３月　公認会計士登録 平成元年９月　税理士登録 平成22年１月　公認会計士･税理士山田啓介事務所設立(現任) ㈱辰巳会計事務センター入社（現任） ㈲山田殖産入社（現任） 平成23年３月　ビリングシステム㈱社外監査役（現任） 平成26年６月　当社社外取締役（現任）	－株

注）
1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 山田 啓介氏は、社外取締役の候補者であり、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって１年であります。
なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 山田 啓介氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士として培われた専門的見地から、当社経営に対して有用な意見や指摘をいただけることを期待したためであります。なお、同氏はこれまで社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験は有しておりませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
4. 当社は山田 啓介氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、法令の定める額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しておりますが、同氏の選任が承認された場合、引き続き同様の内容の契約を継続する予定であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役原 孝氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生　年　月　日）	略歴，当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する 当社株式数
篶（ふなざし）　重（しげ）　伸（のぶ） （昭和28年２月８日生）	昭和50年４月　当社入社 平成12年７月　東京研究所　特許室長 平成19年４月　東京研究所　調査室長 平成20年４月　調査部長	－株

注）候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

平成26年６月24日開催の第94回定時株主総会において選任された補欠監査役の効力は、本総会開始の時までとされておりますので、あらためて、法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。また、本決議の効力は次期定時株主総会開始の時までといたします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生　年　月　日）	略　　歴 （重要な兼職の状況）	所有する 当社株式数
久保田（くぼた）　康史（やすふみ） （昭和21年２月５日生）	昭和45年４月　弁護士登録 昭和45年４月　明舟法律事務所入所 昭和55年４月　霞ヶ関総合法律事務所パートナー（現任） 平成25年３月　ロイヤルホールディングス㈱社外監査役（現任）	－株

注）1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 久保田 康史氏は、社外監査役の候補者であります。なお、同氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。

3. 久保田 康史氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての高度な専門的知識を当社の監査に反映していただくことを期待するためであります。なお、同氏はこれまで社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験は有しておりませんが、上記理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

4. 久保田 康史氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、法令の定める額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

東京都千代田区九段北四丁目２番25号
アルカディア市ヶ谷（私学会館）
６階 「霧島」の間
電話　03(3261)9921(代表)



交通機関：地下鉄有楽町線・南北線　市ヶ谷駅A1-1出口より徒歩約２分
地下鉄新宿線　市ヶ谷駅A1-1またはA4出口より徒歩約２分
JR中央線(各駅停車)　市ヶ谷駅より徒歩約２分